

市民意見聴取推進の 基本的事項

平成24年6月

帯広市政策推進部企画課

目次

	頁
1－1 はじめに	1
1－2 本書の目的	2
1－3 本書における用語の使い方	2
2－1 市民意見を聴く対象とする重要な計画等	
(1) 市民意見を聴く対象とする重要な計画等	3
(2) 市民意見を聴く対象としないことができるもの	4
(3) 重要な計画等以外のもの	4
2－2 市民意見を聴く方法	
(1) 意見交換会	5
(2) 附属機関等	6
(3) ワークショップ	7
(4) アンケート	7
(5) 市民意見提出（パブリックコメント）制度	8
2－3 市民意見を聴くに当たって留意すること	
(1) 市民意見を聴く時期	9
(2) 市民意見を聴く方法の選び方	9
(3) 効果的に市民意見を聴くために	10
(4) 広聴活動による市民意見の活用	11
3－1 市民意見聴取の実施状況の確認・共有	12
4－1 市民意見聴取に関する参考資料	13

1-1 はじめに

- より良い地域社会をつくるためには、市民がまちづくりに主体的に関わり行動することが重要です。また、市民のまちづくりへの参加意識も高まってきています。
- 市は、多様化する地域課題や市民ニーズに対応し、効果的な行政運営を行うため、市政への市民意見を聴き、反映することがますます大切になってきています。
- こうした中、帯広市では、平成19年4月に、市民と市の協働によるまちづくりの基本的ルールである「帯広市まちづくり基本条例」（以下、「基本条例」といいます）を施行しました。
- 市では、これまでも、市民参加の重要性や基本条例の趣旨などを踏まえ、パブリックコメントの実施のほか、審議会やアンケート、各種広聴活動などを通して、市政に対する市民からの意見を聴く取り組みを積極的に推進し、市民がまちづくりに参加する機会の充実に努めてきました。今後も、こうした取り組みがとても重要であると考えています。
- 一方で、まちづくりに参加経験のある市民が少なかったり、市民から「どのように意見を出せばよいかわからない」、「市の意見聴取の取り組みを知らない」などといった指摘も寄せられています。
- こうしたことを踏まえ、今後とも、市民意見を聴く取り組みに対する市職員の理解を促しながら、できるだけ幅広い市民の意見を聴くための工夫に努め、全庁的な取り組みの充実を図っていく必要があります。
- また、市の取り組みに関する情報提供を進めるなどして、市民の理解や参加意識の向上につなげていく必要があります。

【補足・参考】

- ・帯広市まちづくり基本条例では、市民のまちづくりへの参加について、主に以下のように規定しています。

➤帯広市まちづくり基本条例（抜粋）

第4条 市民は、まちづくりに幅広く参加する権利を有する。

2 市民は、市の保有する情報を知る権利を有する。

3 市民は、自ら情報を共有するよう努めるとともに、まちづくりの主体としての意識と責任を持ち、まちづくりを協働で推進するように努めなければならない。

4 市民は、まちづくりに参加又は不参加を理由に不利益を受けない。

第7条 市は、市民がまちづくりに参加する機会の充実に努めなければならない。

- ・平成22年5月に、市が市民3,000人を対象に実施した「市民まちづくりアンケート（協働のまちづくりに関する市民実感）」（回答率45.0%）では、市民のまちづくりへの参加意識などに関して、主に以下のような結果が得られています。

Q. まちづくりについての意見を述べたり、活動に参加したことがあるか？

・「参加したことがある」は17.0%にとどまり、「参加したことがない」は81.0%になった。

・「参加したことがない」と回答した理由として、「どのように意見を述べたり参加したらよいかわからない」が48%と最も多くなった。「関心がない」は8%にとどまった。

Q. まちづくりに関する意見を述べたり、活動に参加することが重要と思うか？

・「重要である」が47%、「やや重要である」が39%で、両方を合わせると80%が重要と思っていた。

Q. 市の仕事や計画などに対して、意見を出してみたいと思うか？

・「そう思う」と「ややそう思う」を合わせて58%となった。

・「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答した方から、意見を出しやすくなるために必要な事項として、「意見がどのように反映されるのか知らせる」(29%)、「意見の対象となる市の仕事や計画の内容をわかりやすく知らせる」(27%)との回答が多く得られた。「意見を出せる機会を増やす」については、10%だった。

1-2 本書の目的

- 本書では、これまでの市の取り組みを踏まえながら、重要な計画等の策定などへの市民意見聴取にあたって、意見聴取の対象とする事案や意見聴取の方法、留意事項などの基本的な事項を整理しました。
- 本書は、市の各部課が重要な計画等の策定などへの市民意見聴取に取り組む際に活用します。また、市の各部課の取り組み状況を庁内で確認・共有しながら、意見を聴く機会の充実とともに、意見を出しやすい環境づくりや市民への情報提供など、できるだけ幅広い市民の意見を聴く取り組みを一層進めていきます。
- また、市の取り組みを知っていただくため、本書や市の毎年度の取り組み状況などを、市民へお知らせしていきます。



1-3 本書における用語の使い方

- 「市民意見聴取」とは、市民がまちづくりへ参加するかたちのうち、「市民が市政に対する意見や提案を提出すること」を対象とし、市がその機会を設けることをいいます。
- 「市民」及び「市」とは、まちづくり基本条例第2条の規定によることを基本とします。

【補足・参考】

- ・市民がまちづくりへ参加するかたちには、主に「市政への意見提出による参加」、「協働による参加」、「自主的な地域活動やボランティア活動などによる参加」などが挙げられます。
本書では、市民の「市政への意見提出による参加」を対象とし、重要な計画等の策定などにあたって、市がその機会を設ける「市民意見聴取」に関する基本的事項を掲載しています。
- ・「協働による参加」などについては、「市民協働指針」や「市民協働マニュアル」などにより推進していくことが大切です。
- ・「市民」の定義については、まちづくり基本条例第2条の規定によることを基本としながら、意見聴取の対象となる事案の内容や意見聴取の方法などに応じて、適切・柔軟に、「市民」の範囲を確認・設定することが必要です。例えば、特定の地域に関わる事案については、その地域の方々から、特定の分野に関わる事案については、その分野に関わりの深い層の方々や団体などから意見を聴くことが大切です。また、附属機関等やワークショップ、意見交換会などで、専門的意見を得るため、市外の学識経験者などの協力を得る場合や、市民意見提出（パブリックコメント）制度で、市内に居住・通勤・活動する方々のほか、その事案に利害関係を有する方々も含まれる場合など、やや広く設定する場合もあります。

▶帯広市まちづくり基本条例（抜粋）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は市内において事業を営み、若しくは活動を行う個人若しくは法人その他団体をいう。
- (2) 市 長その他の執行機関をいう。

▶帯広市パブリックコメント制度実施要綱（抜粋）

第2条 （第1項～第2項 略）

- 3 この要綱において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内に通勤又は通学する者、市内に事務所又は事業所を有する者、その他パブリックコメント手続に係る事業に利害関係を有する者をいう。

2-1 市民意見を聴く対象とする重要な計画等

(1) 市民意見を聴く対象とする重要な計画等

○以下の重要な計画等は、その策定等にあたり、市民意見を聴くこととします。



- ①市の基本的な施策に関する計画、指針等の策定又は重要な変更
- ②市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定又は改正
- ③市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改正
- ④市の重要な施設の設置に関する基本的な計画の策定又は変更
- ⑤その他、市がとくに必要と認めるもの

【補足・参考】

- ・市民生活に重要な計画等を策定などする段階は、計画等の方向性を定め、計画等への市民の理解を促すために、市民の意見を聴き、反映させることが特に大切であると考えられます。
- ・市民意見提出（パブリックコメント）制度は、まちづくり基本条例に規定されている、重要な計画等の策定にあたっての市民意見聴取方法（制度）です。

➤帯広市まちづくり基本条例（抜粋）

第10条 市は、市民生活に重要な計画等の策定にあたり、市民の意見を反映させるため、案の内容等を公表し、市民の意見を聴くとともに、提出された市民の意見に対する市の考え方を公表しなければならない。

- ・①～③は、パブリックコメント制度実施要綱第3条において明示されており、いずれかに該当する事案については、その策定等にあたって、パブリックコメントなどにより、市民意見を聴きます。

➤帯広市パブリックコメント制度実施要綱（抜粋）

第3条 パブリックコメント手続の対象は、次に掲げる計画等とする。

- (1) 市の基本的な施策に関する計画、指針等の策定又は重要な変更
- (2) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定又は改正
- (3) 市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改正。ただし、市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項を除く。
- (4) 前各号に準ずるもので、実施機関が必要と認めるもの

- ・①は、全市域を対象とした将来の施策展開の基本方針や進むべき方向、その他基本的な事項を定める計画等のことをいい、構想、計画、指針、マスタープラン等その名称を問いません。

例) 総合計画、地域防災計画、都市計画マスタープラン、農業・農村基本計画、地域情報化推進プランなど

- ・②は、市政全般についての基本理念や基本方針などを定める条例をいいます。

例) まちづくり基本条例、情報公開条例、環境基本条例など

- ・③は、広く市民に適用される規制を定める、地方自治法第14条第2項に基づく条例を指します。

例) 畜犬取締及び野犬掃とう条例、自転車等の放置の防止に関する条例、火災予防条例など

➤地方自治法（抜粋）

第14条（第1項 略）

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

- ・④について、「市の重要な施設」とは、市が設置する公共施設のうち、全市域に関わり、多くの市民が利用したり、広く市民の生活に関わりが深いものなどとし、「設置に関する基本的な計画」とは、施設の新設、改築・改修（施設の規模や機能を大幅に変更する場合に限る）に関わる基本構想、基本計画などをいいます。これらは、市民ニーズを踏まえた施設計画とすることが大切であるため、適切な方法により、市民意見を聴きます。

例) とかちプラザ、図書館、保健福祉センター、市民活動交流センター、大規模な公園・体育施設など

- ・⑤は、本書2-1(1)①～④に該当しない又はこれらに準ずる重要なもので、市が市民意見を聴くことがとくに必要であると認めるものとします。

（２）市民意見を聴く対象としないことができるもの

○本書２－１（１）の重要な計画等のうち、以下に該当するものは、市民意見を聴く対象としないことができるものとします。

- ①緊急を要するもの
- ②軽微なもの
- ③法令等で実施の基準が定められており、当該基準に基づき実施するもの
- ④市の内部管理に関するもの
- ⑤市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの

○上記①～⑤に該当するなど、一定の理由があり、市民意見を聴かない場合は、その理由を明らかにすることとします。

【補足・参考】

- ・①は、災害や不慮の事態が生じた場合など、その意思決定に緊急性や迅速性が求められ、市民意見聴取を行ってからは間に合わないもの、効果が乏しいもの、効果が損なわれるものをいいます。
- ・②は、単なる文言整理など、政策的な判断を必要としないものをいいます。
- ・③は、法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行わなければならない、市民の意見を反映させる余地がないものをいいます。
- ・④は、もっぱら市の機関内部の事務処理などに関するものをいいます。
- ・⑤は、地方自治法第74条第1項において条例の制定・改廃の直接請求の対象外とされているものをいいます。

➤地方自治法（抜粋）

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

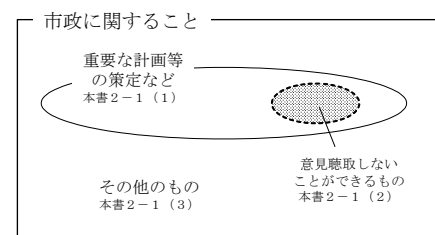
（３）重要な計画等以外のもの

○本書２－１（１）の重要な計画等は、市民意見を聴く基本的な範囲として示したもので、市政における市民意見聴取の対象を限定する趣旨ではありません。

○市は、基本条例の趣旨などを踏まえ、市政において、本書２－１（１）の重要な計画等に該当しないものでも、その内容や市民生活に及ぼす影響、市民の関心の度合いなどとともに、市民意見の聴取に要する時間や費用に対する効果などを考慮しながら、できる範囲で市民意見を聴くことが大切です。

【補足・参考】

- ・本書２－１（１）に該当しなくても、基本条例の趣旨などを踏まえ、市の施策や事業、制度などの立案や実施、評価など、市政全般において、各事案の内容や性質などを考慮し、市民意見を踏まえたほうがより良い内容になったり、効果的に進めることができるものなどについては、できるだけ意見聴取に取り組むことが大切です。
- ・ただし、やみくもに市民意見を聴くことは、市と市民ともに労力や時間、費用を過度に費やし、結果的に市民サービスの低下につながる恐れもありますので、市は、意見聴取の目的や費用、効果なども十分に考慮しながら、実施の可否などを検討する必要があります。



2-2 市民意見を聴く方法

○市がこれまでに重要な計画等の策定などにあたって活用してきた主な意見聴取方法の概要や特長、一般的な流れや留意点などを紹介します。

○なお、ここでは、それぞれの方法に関する一般的な事項などを紹介していますが、実際の取り組みにあたっては、対象とする計画等の目的や内容などを考慮し、それぞれの事案に合った工夫や留意をしながら活用していくことが大切です。

(1) 意見交換会

○市と市民が直接対面し、意見交換や対話をするを通して、市民意見を聴くことができる方法です。

○直接、意見交換や対話をするにより、詳細な説明ができ、お互いの考え方も伝わりやすいほか、市と市民、市民同士が共通の認識を持ち、お互いに理解し合う機会とすることが期待できます。



○意見交換会による市民意見聴取の一般的な流れや留意点は、概ね以下のとおりです。

①開催の周知

- ・幅広い市民が参加しやすいよう、開催時間や場所に配慮します。
- ・広報おびひろやホームページなどにより、開催について市民へ周知します。
- ・事案に応じて、対象となる市民の範囲がある程度限られる場合は、直接、開催について周知したり、参加を呼びかけるなどすることも考えられます。

②意見交換会の開催

- ・市からの一方的な説明や情報提供だけにならないように留意し、わかりやすい説明や資料の配布、意見交換のための十分な時間の確保、適切な進行など、意見交換や対話がしやすい運営に努めます。
- ・必要に応じて、参加者に責任ある発言をしていただくため、発言者の氏名を聞くなどします。参加者名簿に氏名などを記載していただくことなども考えられます。

③開催結果の公表

- ・会議記録を作成し、ホームページなどで市民に公表するよう努めます。

○なお、意見交換会に類似した方法として、シンポジウムやフォーラムなどがあり、ある問題やテーマなどに関して、専門家や市民を交えた意見交換や合意形成ができます。

(2) 附属機関等

○附属機関は、法律又は条例によって設置される市の機関であり、有識者や公募市民などで構成する委員が、市政における課題等について審議・調査することを通して、市民意見を聴くことができる方法です。

○また、附属機関以外の意見聴取機関は、主に要綱などに基づいて臨時的に設置され、市や市民、関係団体などが参加し、特定の課題などについて協議したり、事業推進のための検討・提案などを行うことを通して、市政に対する市民意見を聴くことができます。



○特定少数の市民により、詳細で専門性の高い議論ができるほか、市民相互の主体的な意見交換や議論を通して、市民の視点からの提案などを求めることができます。

○附属機関等の委員の選任や会議の運営などについては、それぞれの附属機関の設置法・条例等のほか、「附属機関等の設置及び運営について（平成27年4月1日総務部長通知）」などにしたがって進めます。附属機関以外の意見聴取機関もこれらに準じます。

○附属機関等による市民意見聴取の一般的な流れや留意点は、概ね以下のようになります。

①委員の選考

- ・委員は、それぞれの設置法・条例等のほか、上記の指針や基準により、関係団体や学識経験者、公募市民など、目的や内容に沿った幅広い分野から選考し、各年代層や性別のバランスにも配慮します（法律又は条例に規定がある場合を除く）。

②会議の開催

- ・開催回数や開催時間への配慮のほか、資料の事前配布やわかりやすい説明など、委員が参加しやすく、意見を出しやすい環境づくりに努めます。
- ・会議開催の周知や、会議の公開に努めます（会議の性質上、非公開を原則とする場合を除く）。

③会議記録の作成・公開

- ・会議記録を作成し、ホームページなどで市民に公表するよう努めます（会議の性質上、非公開を原則とする場合を除く）。

(3) ワークショップ

○様々な立場の市民が参加し、参加者同士の自由な意見交換や共同作業により、市民の意見をまとめることを通して、市民意見を聴くことができる方法です。

○参加した市民の主体性を活かしながら、課題の解決に向けた情報の共有や議論ができ、参加者の意見やアイディアを活かした合意形成を図ることや、市への提案などが期待できます。

○ワークショップによる市民意見聴取の一般的な流れや留意点は、概ね以下のとおりです。



①開催の周知

- ・幅広い市民が参加しやすいよう、開催時間や場所に配慮します。
- ・広報おびひろやホームページなどにより、開催について市民へ周知します。

②ワークショップの開催

- ・開催の趣旨や会議の基本的なルール、話し合いのテーマなどを参加者に十分に説明するほか、適切なグループ人数や役割分担、話し合いの時間配分などに留意します。
- ・各グループで、進行役が中心となって、自由な意見交換により意見をまとめます。
- ・各グループの意見を発表し、全体としての意見をまとめます。

③開催結果の公表

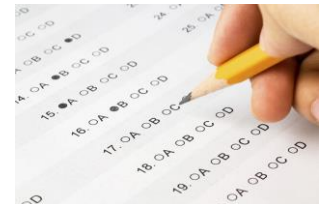
- ・会議記録を作成し、ホームページなどで市民に公表するよう努めます。

(4) アンケート

○市であらかじめ用意した設問について、多数の対象者から回答を得ることを通して、市民意見を聴くことができる方法です。

○短期間で多くの回答や意見を得ることができ、市民の現状やニーズ、客観的な基礎データを把握することができます。

○アンケートによる市民意見聴取の一般的な流れや留意点は、概ね以下のとおりです。



①調査の準備

- ・効率的・効果的な調査となるよう、アンケートの目的や方法、設問の内容、対象者などを十分に検討します。

②調査の実施

- ・必要に応じて、アンケートの実施について、市民（または対象者）へ周知し、協力を依頼します。また、未回答者へ督促を行ったり、回答者へ礼状を送付する場合も考えられます。

③回答の集計・分析

- ・得られた回答を正確・迅速に集計・分析します。

④回答の集計・分析結果の公表

- ・集計・分析結果は、ホームページなどで市民に公表するよう努めます。

（５）市民意見提出（パブリックコメント）制度

○市が策定する重要な計画や条例などについて、ある程度概要をまとめた段階で、「素案」や「案」として市民に公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定することを通して、市政に対する市民意見を聴き、反映することができる方法です。

○市が作成した案に対して、幅広い市民が意見を提出することができ、比較的参加しやすい方法であると言えます。

○市民意見提出（パブリックコメント）制度の実施にあたっては、以下の要綱等にしながら進めます。

①帯広市パブリックコメント制度実施要綱

②帯広市パブリックコメント制度実施手順書

○市民意見提出（パブリックコメント）制度による市民意見聴取の一般的な流れや留意点は、概ね以下のとおりです。



①意見募集の準備

- ・計画等の案とともに、意見募集要領や案の概要版、参考資料などを作成します。
- ・案の内容や要点などを市民にわかりやすく伝える資料の作成に努めます。

②案の公表、意見募集の実施

- ・ホームページやコミセンなどで案を公表し、郵送や FAX、電子メール、持参により市民からの意見を受け付けます（原則 30 日以上）。
- ・意見募集について、広報おびひろやホームページ、報道機関などを通して、市民へ周知します。

③意見の集約・反映

- ・提出された意見の概要と市の考え方を整理し、意見を踏まえ最終案を作成します。（意見募集後、概ね 1 ヶ月以内を目途に）

④意見募集結果の公表

- ・広報おびひろやホームページなどで、意見募集の結果と最終案を公表します。

2-3 市民意見を聴くにあたって留意すること

(1) 市民意見を聴く時期

- それぞれの事案の内容や市民生活への影響、市民の関心の度合いなどのほか、意見聴取の目的や効果などを考慮しながら、市民の意見や提案を反映させる余地がある、適切な時期に意見を聴きます。
- 市民意見を聴く取り組みは、その手続きに一定の期間を要することから、余裕を持ったスケジュールで作業を進めます。

【補足・参考】

- ・市民意見を聴く時期は、事案によって様々であり、一律に決められませんが、事案の内容や性質、意見聴取の方法などを考慮しながら、市民意見を反映させる余地のある、適切な時期を検討し、実施することが大切です。

(2) 市民意見を聴く方法の選び方

- 市民意見を聴く目的や、本書2-2に示す各方法の特徴などを踏まえ、適切な方法を選択します。
- より幅広く市民の意見を聴くため、必要に応じて、複数の方法を用いて（組み合わせて）意見を聴取するよう努めます。
- アンケートやパブリックコメントなどの紙媒体による意見聴取方法だけでなく、意見交換会やワークショップ、附属機関等など、直接市民と対話し意見を聴くことができる方法の活用についても、十分に検討します。

【補足・参考】

- ・市民意見を聴く目的や時期、各方法の特徴などを踏まえながら、適切な方法により、意見を聴きます。
- ・できるだけ幅広く市民の意見を聴くことが大切であることから、必要に応じて、複数の方法を活用するよう努めることとします。例えば、市民への影響が大きい事案や市民の関心が高い事案などにおいて、また、市民意見を最も反映させることができる立案（策定）段階などにおいて、複数の方法を用いて、市民が意見を提出できる機会をできるだけ確保することが大切です。
- ・複数の方法の活用のほか、直接市民と対話し意見を聴くことができる方法を活用することにより、市民に対して、より丁寧に、詳しい説明や意見交換ができる機会を設けることができると考えられます。
- ・本書2-2で紹介した各方法について、目的や、市民と市（または市民同士）の対話の度合いで整理してみると、概ね以下のようなイメージになります。

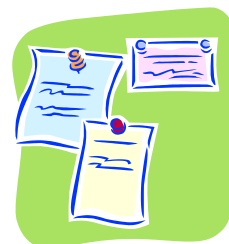
方法	目的	対話の度合い
意見交換会	意見交換・対話する (情報の共有、相互理解)	大 ↑ ↓ 小
ワークショップ	提案・答申を受ける (検討、合意形成)	
附属機関等		
市民意見提出（パブリックコメント）制度	意見を聴く (意見の反映)	
アンケート	意向を聴く (ニーズの把握)	

（３）効果的に市民意見を聴くために

○事案の内容などに応じて、意見聴取の対象とする市民の範囲を確認し、適切に設定します。

○幅広い市民が意見を提出しやすくなるように、意見聴取の場所や時間、回数、方法などについて十分に検討します。

○市民が意見提出できる機会があることを知り、意見を提出しやすくなるよう、事案の内容や意見聴取の時期、意見の提出方法など、必要な事項について、広報おびひろやホームページ、その他様々な方法を活用して、広く市民へ情報提供します。

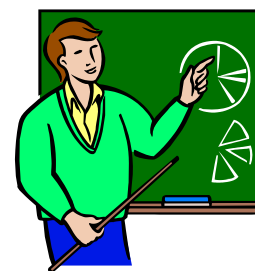


○意見聴取の対象となる市民の範囲がある程度限られる場合は、直接、意見聴取の実施について周知したり、意見提出を呼びかけるなどします。

○市民が事案について理解を深め、意見を出しやすくなるように、わかりやすい資料の提供や説明の実施に努めます。

○市民から提出された意見や提案は、真摯に受け止め、幅広い視点に立って、反映の可否について検討します。

○市民からの意見聴取を行った場合には、提出された意見とそれに対する市の考え方などを、市民へわかりやすく説明します。



【補足・参考】

- ・意見聴取する対象となる「市民」は、必ずしも不特定多数の個人だけを意味するものではありません。事案の内容や性質によって、関係する団体や企業、町内会のほか、年齢層や職業、活動分野など、対象とする範囲をあらかじめ確認・設定することで、効果的に意見聴取できると期待できます。ただし、例えば、特定の意見を持つ市民だけを対象とするのではなく、様々な意見や立場の市民から、広く意見を聴く姿勢が大切です。
- ・参加を希望する市民が、できるだけ参加しやすくなるように、意見聴取の場所や時間、方法などに十分な配慮が必要です。
- ・幅広い市民に意見を出してもらうためには、市民と市が情報を共有することが大切であることから、必要な情報を、適切に市民にお知らせします。
- ・市が市民意見の募集（聴取）をしていることを知らない、どのように意見提出すればよいかわからないという市民の意見が多く寄せられていることから、意見聴取の実施について、できるだけ幅広く市民に周知するよう努めることとします。対象者が限られる場合は、直接周知・呼びかけをすることも有効です。
- ・市民が意見を出しやすくなるには、わかりやすい資料の提供や説明の実施についても工夫が必要です。
- ・提出された意見については、できるだけ尊重しながら、重要な意見の反映に努めるとともに、取り扱いの考え方や理由などを市民にわかりやすく説明するなど、適切に対応することが大切です。

（４）広聴活動による市民意見の活用

○市では、主に以下のような広聴活動により、市民から、年間を通して、市政全般に関する幅広い意見を聴いています。

例）地区懇談会、市民トーク、市長への手紙、意見や要望などの受付 など

○広聴活動により、潜在的な市民の意見を掘り起こしたり、市民からの自発的な意見を受け止めることのほか、市民との対話を通して、市の取り組みや考え方を市民に発信することなどが期待されます。

○広聴活動によって提出される市民の意見を適切に受け止め、市の施策・事業の実施や評価、改善などに活用していくことが大切です。

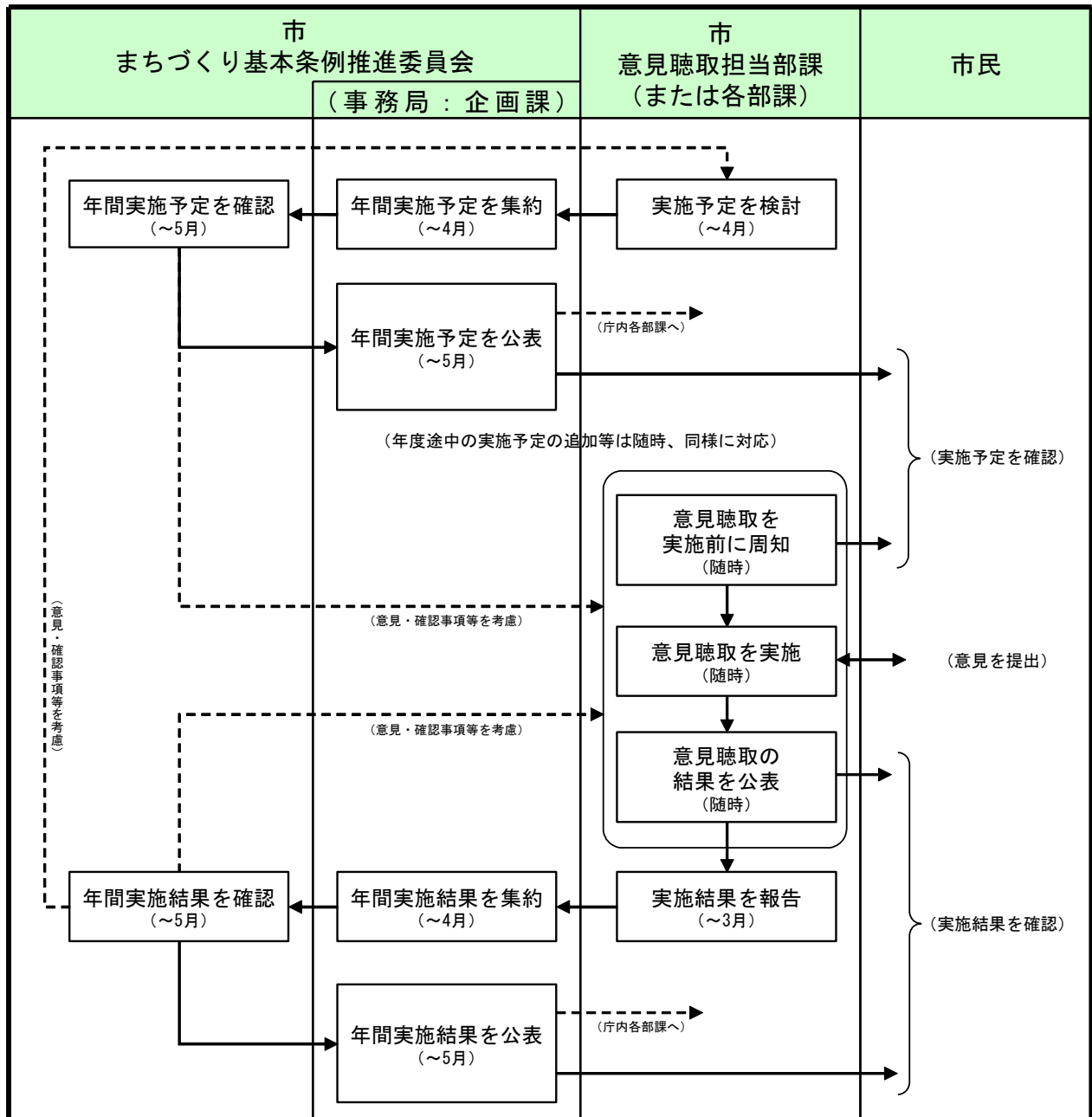
【補足・参考】

- ・広聴活動は、必ずしも、重要な計画等の策定などに限らず、市民の幅広い意見を日常的に把握し、市の様々な施策・事業に反映するものです。
- ・広聴活動により聴取した意見の中に、重要な計画等に関する意見があった場合には、本書２－２（１）～（５）の意見聴取方法により得られた意見と同様に、その計画等の策定などに参考にすることが大切です。

3-1 市民意見聴取の実施状況の確認・共有

○市では、以下のような流れにより、毎年度、市民意見聴取の実施予定や実施結果を集約し、幅広い市民の意見を聴くための工夫や課題などを庁内で共有しながら、全体的な取り組みの向上につなげていきます。

また、市民にも必要な情報提供を行い、市の取り組みを知っていただくよう努めます。



○市民意見聴取の実践を重ねながら、必要に応じて、基本的事項の内容や実施状況の確認・共有の方法などの見直しを行い、より良い仕組みとしていきます。

4-1 市民意見聴取に関する参考資料

○市民意見聴取に関して、以下のような条例や要綱、指針などがありますので、市民意見を聴く取り組みにあたって参考にします。



まちづくりの基本的ルール	
	・「帯広市まちづくり基本条例」 （平成 19 年 4 月 1 日施行／令和 5 年 4 月 1 日改正）
附属機関等の運営	
	・帯広市「附属機関等の設置及び運営について」 （平成 27 年 4 月 1 日通知／令和 4 年 4 月 1 日改正）
市民意見提出（パブリックコメント）制度の実施	
	・「帯広市パブリックコメント制度実施要綱」 （平成 16 年 9 月 1 日施行／平成 28 年 4 月 1 日改正）
	・「帯広市パブリックコメント制度運用手順書」 （令和 6 年 10 月改訂）
情報の提供・公開	
	・「帯広市情報公開条例」 （平成 12 年 4 月 1 日施行／令和 7 年 6 月 1 日改正）
	・帯広市「市民にわかりやすい文章づくりの手引」 （平成 24 年 3 月改訂）
	・帯広市「新パブリシティガイド」 （平成 30 年 9 月発行）
	・帯広市「情報公開制度解釈・運用の手引」 （令和 5 年 4 月改訂）
	・帯広市「附属機関等の設置及び運営について」 （平成 27 年 4 月 1 日通知／令和 4 年 4 月 1 日改正）
協働の推進	
	・「帯広市市民協働指針」 （平成 15 年 12 月策定）
	・帯広市「協働・連携ハンドブック」 （平成 30 年 3 月発行）

【補足・参考】

・帯広市議会基本条例に、市長が議会に提案する重要な政策について、以下のような規定がありますので、これも考慮しながら市民意見を聴く取り組みを進めます。

➤帯広市議会基本条例（抜粋）

第 8 条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を整理し、その政策水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項を明らかにするよう求めるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 市民参加の実施の有無とその内容

(5)～(7) 略